

## 令和6年度第163回奈良市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和6年8月22日（木）午後3時から午後4時まで	
開催場所	奈良市役所北棟2階202会議室	
議 題	1 「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）」について 2 その他	
出席者	委 員	（被保険者代表） 上城戸委員、宮崎委員、堂上委員、高辻委員、廣岡委員、堀川委員 （保険医又は保険薬剤師代表） 山崎委員、中井委員、横井委員、七海委員 （公益代表） 青木委員、上野委員、志茂委員、新谷委員、辻中委員 （被用者保険代表） 佐井委員 <b>【計16人出席】</b>
	事務局	嵯峨福祉部長、伯耆福祉部次長、黒田課長、花内課長補佐、谷奥課長補佐、眞鍋係長、堀田係長、増田係長、小寺係員、四本健康増進課長、先山医療政策課長
開催形態	公開（傍聴人0人）	
決定事項	特になし	
担 当 課	福祉部 国保年金課	
<b>議事の内容</b>		
事務局	<p>ただ今より、第163回奈良市国民健康保険運営協議会を開催する。本日は皆様、ご多忙にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは開会にあたり、新谷会長から、ご挨拶をいただく。</p>	
会長	<p>それでは、国保運営協議会を開催するにあたり、ひとこと、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>この「国民健康保険運営協議会」は、国民健康保険に関する重要事項を審議していただくことになっており、今回、令和5年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）ほかについて、ご審議いただく。</p> <p>国民健康保険制度は、平成30年度に国保都道府県単位化が施行され、この令和6年度からは、全国に先駆けて、大阪府と奈良県において、県内どこに住んでいても所得、世帯構成が同じであれば保険料が</p>	

同じとなる保険料水準の統一が施行された。安定的な財政運営を行っていくためには、県の定める標準的な収納率を達成していくことが重要であり、市町村はより一層の収納率向上や適切な財政運営が必要となる。

奈良市においても、これまでから円滑な運営が行われているものと見受けられるが、団塊の世代が後期高齢者医療保険制度へ移行されることや10月には社会保険適用が被保険者数51人以上に拡大実施されることにより、さらなる被保険者数の減少、医療技術の高度化などにより、一人当たりの医療費は増加していることから、今後も厳しい財政運営が続くことが予想される。

日本経済新聞の朝刊で健保財政つかの間の改善という記事が載っていた。就労拡大と少子化の影響で、健康保険制度で会社員の扶養家族が10年で1割減り、女性や高齢者の就労が進み、少子化で子どもの数も減ったためだ。保険料を納めずに補償を受ける扶養家族が減れば、短期的には健保体制は改善するが、ただ働き手の増加にはすでに限界があり、少子化も中長期的に見れば、財政悪化に繋がり健保への追い風はつかの間と言えそうだという記事が載っていた。

協会けんぽ様や組合健保様からは、国保に毎年多額の支援金を拠出いただいているが、どちらの健康保険制度も厳しい状況にあると感じた。

この第163回目の開催となる国保運営協議会においては、委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただくとともに、スムーズな議事運営を進めてまいりたいと考えているので、よろしくごお願い申し上げます。

簡単ではあるがご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、続いて、福祉部部長の嵯峨よりご挨拶を申し上げます。

嵯峨部長

本日はお忙しい中、会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。また日頃から、本市の福祉行政にご支援、ご協力賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

先ほど、会長のお話にもあったが、平成30年度に国保の県単位化が施行され、当時から目指していたが、いよいよ今年度から県の保険料率が統一されたということで、大きな節目の年になったと考えている。

そのため、財源の確保の観点からは、それぞれの自治体は、奈良県が示す収納率を達成していくことが、強く求められ、安定的な国保運営を行っていくための重要な事項となる。

奈良市国民健康保険特別会計においては、平成22年度以降、これまで黒字決算とすることができているが、依然として厳しい財政運営が続いている。そのような中で、県の示す標準的な収納率を達成するためには、今も取り組んでいるが、滞納処分の強化も含めて、収納率を向上させていく必要があると考えている。

また、先ほどの話にもあったように、一人当たりの医療費は増額傾向にある。医療費抑制のため、特定健診の受診率向上や後発医薬品の活用、重複多剤服薬の防止などの適切な医療を目指す取り組みをさらに進めていく必要があると考えている。

さらに今年12月2日には、紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化がなされる。

マイナンバーカードを所有されていない方、または健康保険証との紐づけを行っていない方には、健康保険証に代わる資格確認書を発行するなど、健康保険証の廃止後の取扱いに市民の皆様が混乱されないよう周知・啓発活動を行ってまいりたいと考えている。

さて、本日の国保運営協議会では、令和5年度の奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について、ご審議いただく。

皆様におかれては、ご審議の上、ご意見、ご指導なども賜った上でご承認いただくようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

さて、前回の運営協議会より、委員の交代があったため、ご紹介する。

前任の東浦委員の後任、堂上委員、前任の齊藤委員の後任、中井委員、前任の内田委員の後任、佐井委員である。

なお、本日、国分委員、森委員、大西委員、今西委員は欠席となっている。

本日、資料等ご持参でない方や落丁等があれば、お申し出ください。

お揃いなら、議案に入る前に資料に修正がある。資料13ページの特定保健指導事業、特定保健指導実施率の令和4年度を9.3%から12.1%に訂正をお願いする。

会長

それでは、議事を進行する。

本協議会は、奈良市国民健康保険運営協議会委員20名中、現在、16名の委員のご出席をいただいております、奈良市国民健康保険規則第4条の規定による定足数を満たしており、成立する。

本会議は、公開要領に基づき、原則公開となっているため、傍聴人の定員を定める。

ただいま、傍聴人は、おられるか。

事務局 傍聴人はいない。

会長 次に、会議録の署名人について、お諮りする。本日の会議録署名人は、私と被保険者代表委員の堀川委員にお願いしてよろしいか。

委員 異議なし。

会長 それでは、堀川委員よろしく願います。  
それでは、議案の審議に入る。  
議案第1号「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)」について、事務局より説明をお願いする。

事務局 それでは、議案第1号「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)」について、ご説明する。

まず、議案書で決算(案)としているのは、令和6年9月議会において、議会に提案し、議決が必要なため、それまで案とさせていただいている。

それでは議案の説明に入る。

議案書1ページ、議案第1号「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)」をご覧ください。

令和5年度の決算は、歳入は358億9862万6273円、歳出は358億1861万3210円であり、8001万3063円の黒字決算となった。なお、繰越金と基金繰入金を除いた単年度収支は1億7516万6592円の赤字となっている。

資料の1ページ、2ページをご覧ください。資料1ページの円グラフは、科目ごとの内訳及び構成割合である。資料2ページは、決算額の各年度ごとの推移についてである。

それでは、議案書1ページの歳入・歳出の科目の説明に入る。

表の左側が歳入、右側が歳出となっている。

左から、科目・令和5年度現計予算額・令和5年度決算額(案)・差引額であり、一番右に参考として令和4年度の決算額を記載している。

それでは、歳入科目から、ご説明申し上げます。

令和5年度歳入の予算現額は、373億8595万9千円に対し、決算額(案)は358億9862万6273円であり、差引額14億8733万2727円となっている。

それでは科目ごとにご説明する。

1 番、国民健康保険料である。

令和5年度現計予算額は、66億3706万5千円に対し、令和5年度決算額（案）は67億1584万7226円であり、差引額は、7878万2226円の増となっている。

予算現額に対して決算額が上回った理由についてであるが、令和5年度については、令和4年7月から配置した元国税局0B5名の職員を中心に滞納繰越分のみならず、現年分保険料の滞納処分も強化してきた。

結果、資料4ページにあるように、現年分の収納率は95.21%で前年度比プラス0.26%、滞納繰越分の収納率は26.50%で前年度比プラス4.17%とこれまでで最高の収納率とすることができた。その結果、現計予算額に比べ決算額が上回っている。

ただし、令和6年度からは奈良県内の保険料水準が統一されたことに伴い、県が示す標準的な収納率を達成することが重要となるため、さらなる収納率向上に向けた取組みを進めていく必要があると考えている。

続いて、2番、県支出金である。

令和5年度現計予算額、277億7668万2千円に対し、令和5年度決算額（案）は263億4799万3900円であり、差引額は、14億2868万8100円となっている。

資料5ページをご覧ください。県支出金は、5つの種類があり、療養給付費や高額療養費など、市町村が行った保険給付の実績に応じ、その同額が交付される「①保険給付費等普通交付金」、保険料の収納率や特定健診の受診率など、市町村のそれぞれの評価基準に基づいて算定される、または予防・健康づくりのために市町村が行う事業に対して交付される「②保険者努力支援分特別交付金」、結核・精神疾患に係る医療費等が多額である場合や、非自発的失業者に係る保険料軽減を行った場合、保健事業に要した費用がある場合、制度改正によるシステム改修費等に対して交付される「③保険調整交付金分特別交付金」、地域の特殊な実情に応じたきめ細かい調整を行うことや保険料水準の統一化を図るためなどの取組などに交付される「④県繰入金分特別交付金」、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用を三分の一ずつ、国と県が負担することとされており、市町村が実施した費用に対し、交付される「⑤特定健診等負担金分特別交付金」がある。

県支出金の決算額が予算現額を下回った主な理由としては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少により、保険給付費等普通交付金が減少したことによる。

その他、保健事業や特定健診の実績に応じて交付される特定健診等

負担金分特別交付金や県繰入金分特別交付金などの保険給付費等特別交付金についても現計予算額を下回っている。

また、この県支出金の財源となる、社会保険診療報酬支払基金から県に交付される前期高齢者交付金の奈良市割り当て分は114億7259万4008円であったことをご報告させていただく。

次に、歳入3番、繰入金である。

令和5年度現計予算額は、28億6866万5千円に対し、令和5年度決算額（案）は、27億815万6188円であり、差引額は、1億6050万8812円となっている。

繰入金とは、主に一般会計から国民健康保険特別会計に必要な経費を繰入れることである。

資料6ページをご覧ください。繰入金の推移を記載しているが、被保険者数の減少などによる保険基盤安定繰入金の減少が保険料軽減分と保険者支援分等あわせて、3425万7079円となっている。

この保険基盤安定繰入金とは、低所得者世帯の保険料の軽減措置などを行った場合に、その軽減相当額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰入を行うことである。

なお、予算計上していないが、令和6年1月より産前産後保険料の免除制度が開始されたため、その分の繰入金決算額が68万8932円となっている。

その他、事務費等に充当する職員給与費等繰入金や出産育児一時金繰入金は実績に応じて、一般会計より繰入されている。

また、赤字決算を回避するため、財政調整基金から2億円繰入を行っている。

資料7ページをご覧ください。平成26年度からの財政調整基金の推移を記載している。

財政調整基金とは、国民健康保険特別会計の決算上、大きく黒字になった場合などは、積立を行ったり、保険料収入等歳入が不足し決算が赤字となる際に本基金を取り崩して赤字決算を回避するなど、不測の事態に対応するものである。

令和5年度は、当初1億4500万円の基金繰入を予定していたが、県に納める事業費納付金について、算出時の被保険者数と実際の被保険者数との間で乖離が生じ、必要な事業費納付金に対して、保険料収入が不足したこと、また自庁システムの改修に対する財政支援が交付金の制度上、次年度になることによる一時的な補填などによる赤字決算を回避するため、2億円の繰入を行っており、基金残高は1億6045万4606円となっている。

次に、歳入4番、繰越金である。

令和5年度現計予算額は、2844万1千円に対し、令和5年度決算額（案）は、5517万9655円であり、差引額は2673万8655円の増となっている。

この令和5年度決算額（案）5517万9655円については、令和4年度からの繰越額と同額であり、令和5年度に発生した保険給付費等特別交付金の返還金のみ予算に計上し、その他は一般財源として充当をしている。

歳入の最後、5番、諸収入ほかである。

令和5年度現計予算額は、7510万6千円に対し、令和5年度決算額（案）は、7144万9304円であり、差引額は365万6696円となっている。

諸収入は、社会保険等国保以外の被保険者である期間に国保の保険証を使って病院を受診した場合、国保に保険者負担分の費用を返還いただく返納金等である。

続いて、議案書の右側、歳出の説明に移る。

令和5年度歳出の予算現額は、373億8595万9千円に対し、決算額（案）は358億1861万3210円であり、差引額15億6734万5790円となっている。

それでは科目ごとにご説明する。

歳出の1番、総務費である。

令和5年度現計予算額は、4億7781万1千円に対し、令和5年度決算額（案）は、4億2943万5493円であり、差引額は4837万5507円となっている。

総務費は、国民健康保険の保険証の発行や送付、保険料の決定通知の送付や滞納処分に関する事務経費やシステムの改修経費、正規職員や会計年度任用職員等の経費となっており、その実績額となっている。

次に、歳出2番、保険給付費である。

令和5年度現計予算額は、258億3151万1千円に対し、令和5年度決算額（案）は、245億2386万1228円であり、差引額は13億764万9772円となっている。

差額の理由としては、資料3ページをご覧ください。

国保被保険者の多くが75歳の年齢到達により後期高齢者医療制度へ移行、また社会保険適用拡大の影響もあり、被保険者数が減少し、療養給付費等が減少したことが大きな理由である。しかしながら、一人当たりの医療費については、年々増加傾向にある。

資料8ページをご覧ください。

国保一般被保険者数と一人当たり医療費の推移である。

先ほど申し上げたように、被保険者数は年々減少しているが、一人

当たりの医療費は増加傾向にある。令和2年度は新型コロナウイルスの流行により受診控え等が影響して、一時的に医療費が減少したものの、その後は医療の高度化等により、再び増加傾向にある。令和5年度についても、まだ実績値は公表されていないが、奈良県の見込値では、約42万円と令和4年度からさらに上昇する見込みとなっており、奈良県や奈良県国民健康保険団体連合会と連携して、医療費の適正化に向けた取組みを強化していく必要があると考えている。

次に、歳出の3番、事業費納付金である。

令和5年度現計予算額は、106億3551万8千円に対し、令和5年度決算額（案）は、105億2168万9888円であり、差引額は1億1382万8112円となっている。

資料の9ページをご覧ください。平成30年度からの事業費納付金についての推移であるが、まず事業費納付金の説明をさせていただく。

平成30年度からの国保県単位化により、都道府県が財政運営の責任主体となった。

この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの事業費納付金を算定し、市町村は主に収納保険料を財源に県から示された事業費納付金を毎月納める仕組みとなっている。県はこの事業費納付金などを財源とし、市町村へ保険給付費等交付金の支払いを行っている。

県は市町村が納める事業費納付金を算定するにあたり、標準的な収納率を設定している。市町村は、標準的な収納率を満たしていれば、事業費納付金を納付するための保険料収入が不足することはないということになる。

奈良市の標準的な収納率は、令和6年度は現年度で96%、現年度と滞納繰越を合わせて97%とされている。資料4ページにあるように、現在の収納率から見ても、県から示された収納率を達成するのは厳しいことから、さらなる収納強化に努め、現年度の収納率を向上していくことが重要となってくる。

令和5年度決算額（案）では、令和4年度に比べて、被保険者数の減少により、医療給付費事業費納付金は減少しているが、逆に後期高齢者医療保険の被保険者数が増加していることに伴い、後期高齢者支援金事業費納付金は増加している。

また、今年度からは、被保険者数の実数に見合った事業費納付金額に補正する制度が導入される。

次に、歳出4番、保健事業費である。

令和5年度現計予算額は、3億8116万2千円に対し、令和5年度決算額（案）は、2億9130万4135円であり、差引額は89



85万7865円となっている。

当経費は、特定健康診査や特定保健指導などに係る経費や糖尿病重症化予防事業やデータヘルス計画策定等に係る経費である。

保健事業の実績としては、資料10ページをご覧ください。

前年度に引き続きデータヘルス計画を活用した受診率の低い地区にはがきによる受診勧奨や都祁・月ヶ瀬地区、メディカルならでの集団検診の実施、奈良県国民健康保険団体連合会国保事務支援センターとの協働事業による受診勧奨はがきの送付、歯周疾患検診料の還付や健康状態を表した年齢と実年齢を記載した健康年齢による受診勧奨通知を送付するなど、取組んできた。

しかし、特定健康診査実施率は令和6年8月現在の暫定値で34.7%であり、令和5年度の35.6%から0.9%の減少となっている。

この結果を分析し、さらに効果的な受診勧奨に関する取組みを検討していく必要があるとともに、令和5年度は奈良県内12市中8市で、特定健診実施率が減少していることから、奈良県及び奈良県国民健康保険団体連合会とも連携して、一体となって特定健診実施率の向上に向けた取組みが必要であると考えている。

令和5年度は、新たな取組みとして、今年度受診対象となる39歳の被保険者561人へ翌年度から受診が可能となる旨を記載した受診勧奨通知を送付した。

資料11ページからは、令和5年度の保健事業一覧を記載している。保健事業は、先ほどご説明した特定健康診査に関する取組みや頭部MRI検査費用助成・歯周疾患検診料の還付をはじめ、奈良県国民健康保険団体連合会国保事務支援センターと共同で実施している、重複投薬等の対策事業など当課所管の事業のほか、奈良市薬剤師会様と協働で集団検診時に設置するお薬相談コーナー、特定健診に続いて実施される健康増進課所管の特定保健指導、また、糖尿病性腎症重症化予防やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）など医療政策課が所管している国保ヘルスアップ事業などがある。

次に、歳出の最後、5番、諸支出金ほかである。

令和5年度現計予算額は、5995万7千円に対し、令和5年度決算額（案）は、5232万2466円であり、差引額は763万4534円となっている。

これは、国保の資格喪失の手続きを遡ってされた方等に、保険料の還付をする経費や保険給付費等交付金の実績に基づく返還金などが主となっている。

以上、令和5年度の奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）

について、ご説明をさせていただきました。

それでは、議案第1号「令和5年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）」について、なにか、ご意見・ご質問はあるか。

会長           ありがとうございました。意見がないようなので、原案どおり可決することに決定する。

次に、次第3の「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局       次に、資料16ページをご覧ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止についてである。

国のマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、現行の保険証が令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了する。

保険証廃止以降は、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証の提示が原則となるが、新たに国民健康保険に加入する方や既に発行済みの保険証を紛失された方でマイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を交付する。これは現行の保険証と同様に、医療機関等を受診する際に提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができる。

また、資料17ページをご覧ください。資料にあるように経過措置により、保険証廃止の時点で発行済の有効な保険証については、その有効期限が到来するまで使用することが可能となり、本市の場合は、最長令和7年7月31日まで使用可能である。

なお、マイナ保険証をお持ちの方には被保険者資格の情報などを確認するためのものである資格情報のお知らせを交付する。資格情報のお知らせはA4サイズのものとなっており、資格情報のお知らせのみでは医療機関の受診はできないため、受診の際はマイナ保険証が併せて必要となる。

保険証廃止後の対応については、奈良市ホームページでお知らせするとともに、資料18ページにあるように、リーフレットを作成し、国民健康保険の手続きを行う各窓口配置している。また、11月号のしみんだよりでも広報する予定で準備している。

今後の運用については、国が逐次QAを出していくとのことで、内容を確認しながら、混乱のないように進めていきたいと考えている。

会長           ありがとうございました。

それでは、ただ今説明の資料等について、なにか、ご意見・ご質問

はあるか。

委員 一応念のための確認であるが、資格確認書というのは、県内の市町ごとにそれぞれ仕様など異なるのか、県内であれば同じになるか。

事務局 仕様は国が定めているため、大きく異なるものはないと思うが、発行はそれぞれの市町村が行うので、カードの色などに違いがある可能性はある。ただ、記載する内容については、必須の項目は決められているので、市町村で全く違うということはないと考えている。

委員 協会けんぽの資格確認書は黄色いカード型のものになるが、問い合わせがあったときに、国保であれば、何色であると言えたらわかりやすいかなと思ったが。

事務局 奈良市としては若草色のカード型の保険証を発行しているが、資格確認書でも色は変えずにいく予定である。

また、奈良県から共同発注で同じものを発注しないかと提案があったが、奈良市はシステム上それができないので、共同発注はできないが、共同発注でも緑色のカード型のものを発注するようなので、すべての市町村がそうではないかもしれないが、少なくとも奈良市ではこれまでどおりの仕様で発行しようと考えている。

会長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問はあるか。

委員 今年度から保険料率が県内で統一されたということだが、奈良市として令和5年度に比べて令和6年度の保険料率は上がったのか、下がったのか。

事務局 若干上がったという認識で、ほぼほぼ変わらないというのが実感ではある。

会長 他の方、ご意見、ご質問あるか。

委員 マイナ保険証のことであるが、マイナンバーカードは発行しているけれども、保険証と紐づけしていない方もたくさんいらっしゃると思うが、原則的に毎年8月に国保の方には、資格確認書が届くということではよいか。

事務局 マイナンバーカードは持っているが、保険証と紐づけしていない方

については、毎年有効期限が来るまでに、新しい有効期限の資格確認書を一齐送付する予定で現在、進めているところである。

委員        マイナンバーカードと保険証を紐づけされている方であっても、資格確認書がほしいと言われた場合、例えばまだマイナ保険証が使えない病院があったりするのです、そういったときに資格確認書の発行はどうするのか。

事務局        国はマイナ保険証の推進をしているので、奈良市からも確認はさせていただいたが、被保険者全員に資格確認書を送ることはしないという考えである。

ただ、例えば介護される方で、マイナンバーカードをオンラインで、確認できない方など、資格確認書も発行しておきたいという方については、職権で発行してもよいと国も示しているのです、その場合は申出書を出していただいて、紐づけはしているけれども資格確認書を発行する対応はしていく予定としている。

委員        それに関連して、現在マイナンバーカードの登録率はどれくらいか。全国的には良い方なのか。

事務局        マイナンバーカードと保険証の紐づけを行っている割合については59%弱くらいで、全国的に良いか悪いかは把握していないが、おそらく悪い方ではないとは思われる。

ただ、実際に医療機関でマイナ保険証を利用されている方の割合については、12.5%なので、実際の利用率についてはまだまだ低いと思っている。

会長        ありがとうございます。その他何かあるか。  
それでは、今回の協議会全体を通じて、ご意見・ご質問はあるか。

委員        歳入の話であるが、標準的な収納率97%を達成できなかった場合、不足分を一般会計から補填することになるのか。

事務局        そうすることになると思うが、まずは貯金にあたる国保財政調整基金があれば基金を充当して補填する形になる。

委員        収納率1%違うだけでも金額としてはかなり大きいと思うが。

事務局 1%でおよそ7千万円相当となるので、かなり大きいと思う。  
委員 特定健康診査の推移のところであるが、実施率が年々増加傾向にあったものが、今年は下がっているというところで何か考えられる要因はあるか。

事務局 実施率が下がっている要因というのは、色々と分析はしているが現段階のお答えとしてはわからないというのがお答えになる。  
先ほども申し上げたが、令和5年度は12市のうち、奈良市含め8市で特定健康診査実施率が下がっており、各市において下がった理由が明確に何かというのはわかっていないのが現状である。

会長 ありがとうございます。  
その他、何かあるか。  
前にもお聞きしたかもしれないが、社会保険を取得喪失したら今までだと、健康保険証が送られてくると取得できたなという感覚になっていたが、今後保険証が廃止になると医療機関では、その方が前の会社を辞めて、次の会社に行っておられるのは、マイナンバーカードだけではわからないのではないかと思うが、どう判断したらよいか。

委員 先ほど事務局からも話があったが、資格情報のお知らせをお送りして、記号番号などを被保険者へ通知するので、そちらでご確認いただくことになる。

会長 そしたら医療機関へは、マイナ保険証を提示した時に、資格情報のお知らせも持って行かないといけないということか。でないと、医療機関はどこの保険に請求したらよいかわからないと思う。

委員 医療機関では、マイナ保険証が提示された時に、クラウドでその情報を見に行くことになる。事業所が保険情報を書き換えてくれているならばリアルタイムで保険情報が見られるので、そこがマイナ保険証のメリットであると理解している。  
ただ、事業所の作業が遅くなって登録が遅れた場合に医療機関としては困ることはあると思う。

会長 私たちもそこは困るところだと思う。入社した日に登録できればそれが一番良いが。  
ありがとうございます。他に何かあるか。  
ありがとうございます。

これで本日の案件がすべて終了した。  
皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。また、議事進行にもご協力いただきありがとうございました。これで事務局に進行をお返しする。

事務局 委員の皆様方におかれては、長時間のご審議まことにありがとうございました。

次回の、開催予定は、令和7年2月下旬を予定しているの、よろしく願います。これで、第163回奈良市国民健康保険運営協議会を閉会させていただく。まことにありがとうございました。

資 料

- 【資料1】 令和5年度奈良市国民健康保険特別会計決算（案）グラフ
- 【資料2】 奈良市国民健康保険特別会計収支表（平成26年度～）
- 【資料3】 国保被保険者数、国保世帯数の加入状況グラフ  
(全市人口・全市世帯数)
- 【資料4】 国保加入状況・保険料収納状況推移
- 【資料5】 県支出金推移（平成30年度～令和5年度）
- 【資料6】 県繰入金推移（平成26年度～令和5年度）
- 【資料7】 奈良市国民健康保険財政調整基金（平成26年度～）
- 【資料8】 国保一般被保険者と一人当たり医療費の推移
- 【資料9】 国民健康保険事業費納付金（平成30年度～令和5年度）
- 【資料10】 特定健康診査（特定健診）の推移
- 【資料11】 令和5年度国保保健事業一覧
- 【資料12】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化